



地球の生命力を  
高めよう 2010



## 日本における海洋保護区の設定状況 (2009)

～ CBD 2012 年海洋保護区目標の達成度評価と今後の課題～

執筆者：前川 聡 (WWF ジャパン) 山本 朋範 (東北大学大学院)



日本における海洋保護区の設定状況 (2009)  
～ CBD 2012 年海洋保護区目標の達成度評価と今後の課題～

---

Status of Marine Protected Areas in Japan (2009)  
- Evaluation of progress towards the 2012 MPA goal of CBD and challenges in the future -

2009 年 12 月 発行

執筆者：前川 聡 (WWF ジャパン) 山本 朋範 (東北大学大学院)

● 出版

© WWF ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14

日本生命赤羽橋ビル 6 階

Tel : 03 3769 1713

Fax : 03 3769 1717

[www.wwf.or.jp](http://www.wwf.or.jp)

\*本書より転載される際は、必ずWWF ジャパンまでご一報ください

Published 2009 by WWF Japan

Written by ; Satoshi Maekawa (WWF Japan), Tomonori Yamamoto (Tohoku University)

● Published by :

© WWF Japan

Nihonseimei Akabanebashi Bldg. 3-1-14

Shiba Minato-ku Tokyo 105-0014 Japan

Tel : 03 3769 1713

Fax : 03 3769 1717

[www.wwf.or.jp](http://www.wwf.or.jp)

all right reserved

cover design : WWF Japan

cover photo : WWF Japan



## 要 旨

1. 第 8 回生物多様性条約国会議における「沿岸、海洋の少なくとも 10%が実効的に保全されること」という目標に対する我が国の現況を評価するため、海洋保護区の面積を求めた。
2. 法的根拠のもと、生物の採取捕獲規制が一年を通じてかけられ、かつ環境を改変するような行為を原則禁止している海水面（汽水湖も含む）を海洋保護区と定義し、鳥獣保護区特別保護地域、自然公園海中公園地区、自然環境保全地域海中特別地区、保護水面を抽出した。
3. 鳥獣保護区特別保護地区の海水面は 40,752ha、自然公園海中公園地区は 3,745ha、自然環境保全地域海中特別地区は 128ha、保護水面は 2,747ha、合計 47,385ha であった。
4. 我が国の海洋保護区の内積は 10m 以浅の浅海域 1,290,068ha の 3.67%に該当する。領海面積 43 万 km<sup>2</sup>、排他的経済水域 447 万 km<sup>2</sup>を母数とすると、それぞれ 0.11%、0.01%となる。
5. 我が国の海洋保護区のほとんど（86.03%）は鳥類、ほ乳類を対象とする鳥獣保護区であり、水産動植物を対象とした保護区（保護水面、海中公園地区、海中公園特別地区）は浅海域の 0.51%しかない。
6. 日本周辺海域を生物地理区分に基づき区分した 8 海区中、オホーツク海区には海洋保護区が存在しない。
7. 区域内すべての動植物の捕獲採集を禁止する原生自然環境保全地域は陸上のみを対象としており、海洋における同種の保護区は存在しない。
8. すべての水産動植物の採捕を規制した保護水面と、鳥獣の捕獲を規制した鳥獣保護区が重複することで、すべての動植物の捕獲制限と開発行為の規制がかけられた保護区が存在する。愛媛県二神島沿岸、大分県姫島、熊本県有明の沿岸の 3 地点。
9. 文化財保護法による天然記念物指定も海洋保護区として機能しうるが、保存に影響を及ぼす行為が規定されていないだけでなく、特に地方自治体指定の場合、必要な情報がまとめられて管理されていない等、制度上、運用上の問題も多い。
10. 千葉県鯛ノ浦では古くからの聖域としてだけでなく、観光資源としても地元により保護管理されている例など、文化財や漁業の禁止区域として法的にも保護されている、宗教的な聖域が海洋保護区として機能する事例である。

## Exclusive Summary

- A total area of legally designated marine protected areas in Japan were estimated in order to evaluate its progress on Japan against the goal set by CBD-COP8, “At least 10% of each of the world’s marine and coastal ecological regions effectively conserved”.
- Marine waters (including blackish lakes) where capture of living organisms are regulated and development is prohibited in principle by the law were defined as Marine Protected Areas in this paper. The Wildlife Special Protected Zone, Marine Park Zone, Marine Special Zone and Protected Water Surface are selected.
- Total area of Wildlife Special Protected Zone was 40,752 ha, Marine Park Zone was 3,745 ha, Marine Special Zone was 128 ha and Protected Water Surface was 2,474 ha, and the grand total of the MPAs was 47,385 ha.
- MPAs of Japan were only 3.67 % of shallow marine waters (1,290,068 ha) which is shallower than 10 m depth. It corresponds to 0.11% of territorial waters ca. 430,000 km<sup>2</sup> and to 0.01% of exclusive economic zone (EEZ) ca. 4,480,000 km<sup>2</sup>.
- Most of MPAs in Japan are Wildlife Special Protected Zone to manage birds and mammals, whereas MPAs that manage aquatic animals and plants are only 0.51% of the shallow marine waters.
- Out of eight marine ecoregions surrounding Japan based on bio-geographical information, there was no MPA in the Sea of Okhotsk.
- Wilderness Areas that prohibit capture of all wildlife in the area were designated only in terrestrial areas, and there were no designated areas in marine waters in Japan.
- Overlapping areas between Protected Water Surface, which prohibits capture of all aquatic animals and plants, and Wildlife Protected Area, which prohibits hunting of birds and mammals, may function as complete no-take zone. There were three examples in Japan.
- Natural Monument by the law for Protection of Cultural Properties could function as a MPA. However, it has several problems such as no explicit definition of acts affecting the protection of target and no database on them across the nation.
- A place called, *Tainoura*, in Chiba Prefecture is a good example that a sacred sanctuary functions as a MPA. It has been conserved as a sanctuary and also a tourist resource by residents, and protected legally as a Natural Monument and Fishing Prohibit Area.

## はじめに

2010年10月の第10回生物多様性条約締約国会議（CBD：Convention on Biological Diversity）の主要な議題の一つが海洋保護区に関するものである。世界中で陸上の保護区は12%を占めているのに対し、海洋保護区はたったの0.7%<sup>1</sup>しか設定されていない。また、水産資源の52%が限界まで利用、19%が過剰利用、8%は枯渇状態<sup>2</sup>と言われており、海洋およびその資源の適正な保全と管理は緊急課題と言える。そのため、CBD-COP<sup>3</sup>7（2004年）をはじめいくつかの国際会議等<sup>4</sup>で2012年までの海洋保護区ネットワークの構築が決議されているほか、CBD-COP8（2006年）において海洋沿岸域の少なくとも10%が実効的に保全されるべきとの指針が出されている。

国内では2007年制定の海洋基本法において海洋保護区の推進等が記載され、2009年に改正された自然公園法において海中公園地区のあり方が見直された。今後、海中公園地区が海域公園地区へと名称変更されるに伴い、干潟や藻場などの沿岸域も積極的に取り組むことが指針として示されているが、上記の国際目標を期限までに達成する可能性はきわめて低いと言える。本稿においては、海洋沿岸域の10%を実効的に保全するという国際目標に対し、我が国がどの程度面積要件を達成しているのかを、国内法に基づく海洋保護区に相当する区域を集計することで評価し、今後の目標設定や活動計画の資料とすることを目的とした。

海洋保護区については、国や地域によって名称や運用法をはじめ様々な取り扱いがなされている。CBD-CoP7決議VII-5において、海洋および沿岸の保護区（Marine and coastal protected area）が規定されているが、それによると「沿岸海洋保護区とは、関連動植物あるいは歴史、文化物を含む海洋環境あるいはそれに接する一定の範囲であり、沿岸海洋の生物多様性の保全が法もしくは慣習などその他の実効的な手段によってその周辺域より良い状態で保全されている範囲を意味する」とある。海中公園（Marine Park）、海洋保護区（Marine Reserve）、海洋管理区（Marine Management Area）等もMPAと同義として用いられている他、Marine Sanctuary、Marine refuge、Marine Monument、Habitat Management Area、Habit Protection Zone、Sensitive Sea Area、Coastal Preserve等50以上もの用語が世界中では用いられている。また、その用語の意味も国によって異なり、例えば、イギリスではMarine Sanctuaryは禁漁区（No-take Zone）を意味するが、アメリカではNational Marine Sanctuaryは多利用型のMPAを意味する。

---

<sup>1</sup> Laffoley, D. d'A., (ed.) 2008. Towards Networks of Marine Protected Areas. The MPA Plan of Action for IUCN's World Commission on Protected Areas. IUCN WCPA, Gland, Switzerland.

<sup>2</sup> The State of World Fisheries and Aquaculture 2008. FAO (2009).

<sup>3</sup> Conference of Parties：締約国会議。CoP7は第7回会議を示す。

<sup>4</sup> 持続可能な開発に関する首脳会議（2002年）、第5回世界公園会議（2003年）、国際サンゴ礁イニシアチブ東京総会（2008年）

日本の沿岸は、ほぼすべてに漁業権が設定されており、一般には水産資源の採捕が制限されているため、海洋保護区を広義に解釈すれば、国内の沿岸域ほぼすべてが海洋保護区と言うことも可能である。漁業権によって漁業を営む権利が付与されるだけでなく、有用な水産資源に関しては、漁業調整規則により捕獲サイズや期間、漁具についても規定されている他、漁業協同組合や漁業者による自主的なルールも設定されており、このような自主管理が資源の維持につながっている事例も少なくない。一方、前述の CBD 決議文にあるように、法による行為制限は保護区の必要条件ではない。北海道羅臼漁業協同組合が自主的に設置したスケトウダラの禁漁区の事例や、熊本県八代市が球磨川河口を東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークに参加し、普及啓発等の活動を展開している事例などは、対象地域が法的根拠に基づいた行為の禁止区域に設定されておらず、あくまでも関係者による自主的な保全管理手法であるが、近年、このような関係者の合意に基づく、自主的な管理手法の有効性が注目を集めている。しかしながら、これらの自主的な管理の事例はその手段とその保全への効果が多様なために、一定の基準により分類抽出することが困難であること、面積等数値情報が集約されていない等の理由もあり、現時点では保護区の設置数や面積を数値化することは困難である。

また、日本の海洋保護区について、公的または広く使われている定義は存在せず、現在関係省庁間で検討中である。本レポートでは海洋保護区を法的な保護区に限定し、さらに独自の基準を設けて定義し、我が国の海洋保護区の設定状況ならびに CBD の目標への達成状況等を評価することを目的とし、さらに今後の課題について論じたい。

## 調査方法

### 1. 海洋保護区の定義、分類

我が国における海洋の生物多様性に関わる法的な保護区として、自然公園（自然公園法）、鳥獣保護区（鳥獣保護法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、保護水面（水産資源保護法）、漁業禁止区域（漁業法）、天然記念物（文化財保護法）があげられる。これらは法律の目的上、それぞれ規制項目が異なり、表 1 のようにまとめられる。これらは指定や管理主体の違いにより細分され、自然公園は国立、国定、都道府県立の 3 つ、鳥獣保護区は国指定と都道府県指定、天然記念物は国指定、都道府県指定の他、市町村指定のものがある。保護水面は法制度上は国による指定も可能だが、実際には都道府県指定のものに限定されている。

表 1. 国内の海洋保護区に該当する法的指定区域にかかる規制行為

根拠法	海洋保護区名称	捕獲規制対象	開発規制	備考
自然公園法	普通地域	なし	届出制	計画には観光、レジャーなどの利用も含まれる
	海中公園地区	漁業資源を除く水産動植物	許可制	
自然環境保全法	海中特別地区	漁業資源を除く水産動植物	許可制	
鳥獣保護法	鳥獣保護区	鳥類, ほ乳類	届出制	污水対策等に関連する規定がない
	特別保護地域	鳥類, ほ乳類	該当なし	
水産資源保護法	保護水面	水産動植物 (すべて or 指定種)	許可制	
漁業法	禁止区域	指定した水産動植物	届出制	
文化財保護法	天然記念物	指定種	許可制	

本レポートでは独自に以下のように基準を定め、この基準を満たした海水面（汽水湖を含む）のみを海洋保護区として扱った。

基準 1. 生物の採取捕獲が制限されていること

基準 2. 保護されている期間に制限がない（周年である）こと

基準 3. 地形の改変など、生物の生息環境に影響を与える行為が規制されていること

また、捕獲採集に関する制限内容が保護区によって多様であるため、以下の 3 つのランクに分類した（表 2）。

A：すべての動植物の採取捕獲が禁止されている

B：水産動植物や鳥獣など、広い動植物分類群の採取捕獲が禁止されている

C：単数種あるいは複数種など、狭い分類群の採取捕獲が禁止されている

表 2. 海洋保護区と捕獲規制ランク

海洋保護区名称	ランク
自然公園海中公園地区	C
自然環境保全地区海中特別地区	C
鳥獣保護区特別保護地域	B
保護水面（すべての水産動植物対象）	B
保護水面（種指定）	C
天然記念物	—

天然記念物は、明確に指定区域の面積が規定されていない記念物があること、禁止行為



の定義が明確でないこと、指定面積が狭いものが多いこと、データベースなど集約された情報の管理が行われていないことから、海洋保護区の面積対象からは外し、別項で概況を述べるにとどめた。

## 2. データの収集

鳥獣保護区については、各都道府県発行の平成 20 年度発行の鳥獣保護区等位置図から海洋を含むもの、もしくは海域に接する保護区を抽出した。ただし、これらの鳥獣保護区内において特別保護地区が設定されても、その特別保護地区が海洋に接していない場合は、便宜上普通地区として扱った。特別保護地区については海面（汽水湖を含む）の面積を、各都道府県の担当者に問い合わせる等して数値を得た。都道府県の国指定鳥獣保護区、自然公園（海中公園）ならびに自然環境保全地域海中特別地区の面積については、第三次生物多様性国家戦略策定時の検討資料<sup>5</sup>を基本とし、必要に応じて地方環境事務所や都道府県に問い合わせを行った。保護水面の面積は、各都道府県の漁業調整規則から該当するものを抽出し、各都道府県の担当者に問い合わせた。静岡県の保護水面については、浜名漁協本所に問い合わせをして数値を得た。

海洋の生態区分はMarine Ecoregions of the World<sup>6</sup>を参考にした。日本の各海区に属する海面面積は、自然環境保全基礎調査の海辺調査による 10m以浅の浅海域面積の数値を利用した。浅海域のデータを分母とする根拠は、日本の海域の保護区のほとんどが浅海域に設定されているためであり、より深い海域に保護区を設定する必要がないと考えるからではない。多様な生態系を保護区に含める観点から、より深い海域に関しても別途議論が必要である。なお、参考までに領海面積約 43 万km<sup>2</sup>、排他的経済水域約 447 万km<sup>2</sup>とも比較を行った。

---

<sup>5</sup> 環境省： <http://www.biodic.go.jp/cbd/2006/>

<sup>6</sup> Spalding *et al.* (2007) Marine Ecoregions of the World: A Bioregionalization of Coastal and Shelf Areas. Vol. 57 No. 7 BioScience 573.

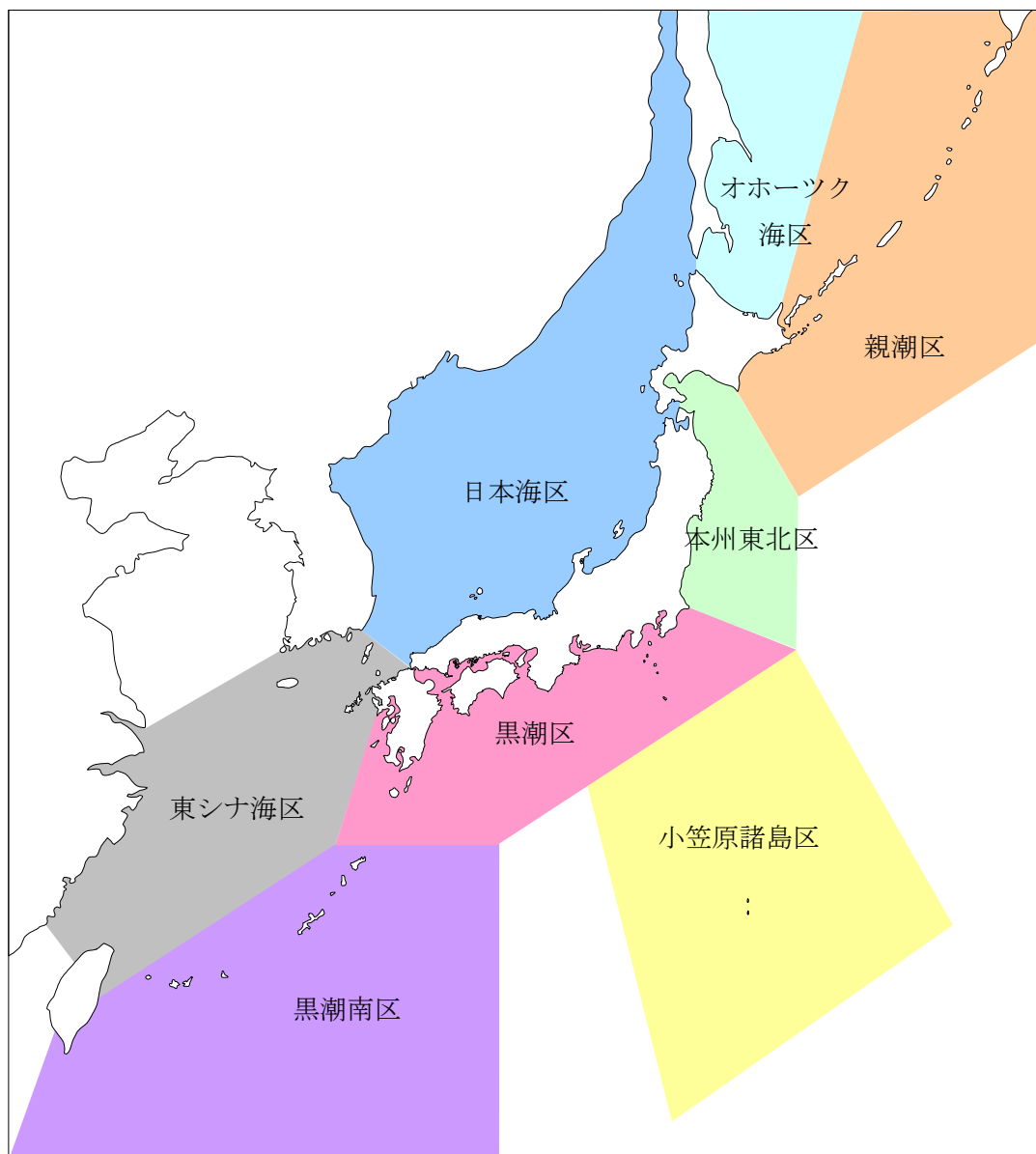


図 1. 日本周辺の海洋生態区分 (Spalding *et. al* 2007 をもとに作図)

## 結果と考察

### 1. 海洋保護区の指定状況

#### ・ 鳥獣保護区特別保護地区

海洋を含む鳥獣保護区は、611か所、690,085haの鳥獣保護区が海洋もしくは海洋に接して設置されていた（付表1）。このうち全く海洋と接しない特別保護地区を除いた特別保護地区は101か所、85,899haであった。海域（汽水湖）も含む特別保護地区はわずか22か所49,076haで、その海域の面積は40,766haであった（付表2）。これら22か所のうち、10か所は汽水湖であり、24,172ha（59.329%）を占めていた。

#### ・ 自然公園海中公園地区および自然環境保全地域海中特別地区

国立公園は全国で28か所、国定公園は55か所設定されており、内海洋を含む公園は、国立公園で15公園1,278,123ha、国定公園は25公園441,700haとされている<sup>7</sup>。海中公園地区は国立公園内が11公園2,359ha、国定公園内が14公園1,386haで、合計40公園3,745haであった（付表3）。都道府県立自然公園で海中公園地区が設定されたものは無かった。自然環境保全地域海中特別地区は崎山湾の128haの1か所のみであった。なお、自然公園内の汽水湖においても特別地域が設定されている事例がある。網走国定公園（能取湖、サロマ湖、網走湖、濤沸湖：2種特別地域）、厚岸道立自然公園（厚岸湖：3種特別地域）、浜名湖県立自然公園（浜名湖：3種特別地域（一部）1,916ha）であり、これらの範囲においては、土地の改変、動植物の採取捕獲等が許可制となっている。ただし、動植物の採取規制については、浜名湖のアカウミガメを除くと海産動植物は指定されておらず、海中公園地区とは保安全管理上性格が異なるため、本レポートにおいては海洋保護区の対象外とした。

#### ・ 保護水面

都道府県漁業調整規則より期間設定が周年の保護水面（海水面）を抽出したところ、50か所2,747haであった（付表4）。50か所の平均は55haで、最小は熊本県玉名市のアサリを対象とした10ha、最大は沖縄県石垣市のクロチョウガイ、ゴシキエビ等を対象とした275haであった。2,747haの保護水面中、21か所（42.0%）930ha（33.5%）の保護水面において、すべての水産動植物が対象となっていた。

#### ・ 全海洋保護区

上記の4種の海洋保護区の総計は47,385haで、鳥獣保護区特別保護地区が86.03%、自然公園海中公園地区が7.90%、自然環境保全地域海中特別地区が0.27%、保護水面が

<sup>7</sup> 環境省生物多様性国家戦略会合第2回会合資料2-7をもとに算出：  
<http://www.biodic.go.jp/cbd/2006/conference.html#2nd>

5.80%であった (図 2).

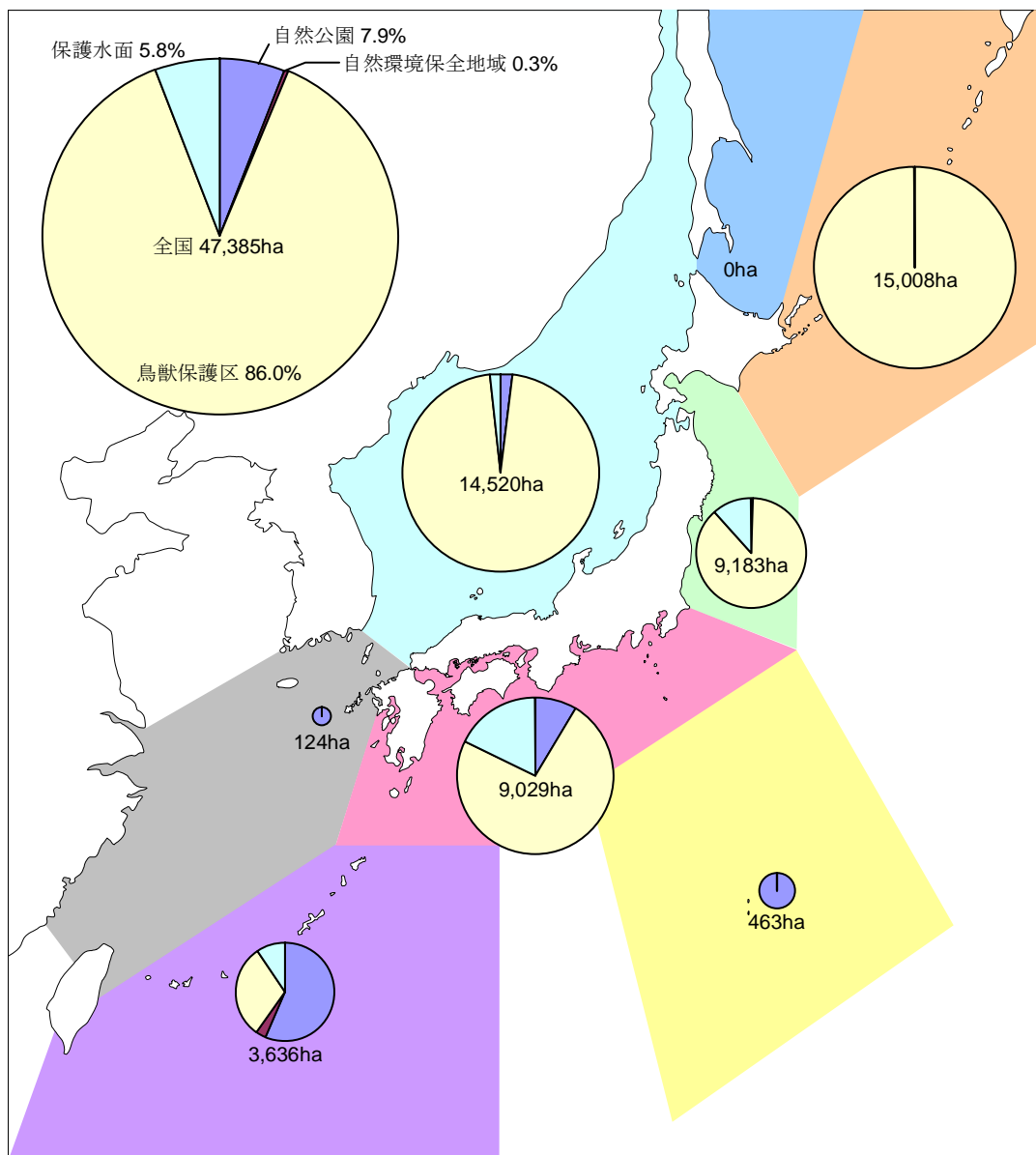


図 2. 各海洋生態区ごとの海洋保護区面積とその構成比 (左上の円グラフは合計値)

## 2. 日本の海洋保護区の設定状況

本レポートで設定した海洋保護区の定義によると、日本の海洋保護区合計は47,385haであり、浅海域に占める割合は3.67%に相当した（表3）。領海面積43万km<sup>2</sup>、排他的経済水域447万km<sup>2</sup>を母数とすると、それぞれ0.11%、0.01%であった。Bランクの捕獲規制がかかっている海洋保護区は41,764ha、Cランクの海洋保護区は5,622haであり、これらは浅海域のそれぞれ3.24%、0.44%に相当した。これは生物多様性条約で目標設定された10%には遠く及ばない。これら海洋保護区のうち86.03%が鳥獣保護区特別地区であり、自然公園（海中公園地区）は7.91%（浅海域の0.29%）しかない（図2）。

各海洋生態区のうち、もっとも保護区面積が大きかった生態区は親潮区であった。逆にオホーツク海区では該当する保護区は見つからず、生態区によって偏っていた。ただし、前述したように、オホーツク海沿岸の網走国定公園内においては、サロマ湖、能取湖、網走湖等汽水湖に2種特別地域に指定されているが、本レポートでは対象外とした。浅海域面積に占める割合も親潮区が19.79%ともっとも高く、次いで日本海区の7.97%と続いた。親潮区はCBD目標の10%を超えているが、すべてが鳥獣保護区特別地区であった。

環境省は2009年の自然公園法の改定をうけて、2012年度までに海域公園地区（現海中公園地区）を倍增する計画<sup>8</sup>を持っているが、現在の海中公園地区は2,796haと倍に拡大したとしても、49,232haにしかならず、浅海域と比較しても3.82%と0.22%しか増加しない。さらに鳥獣保護区特別地区も風蓮湖、厚岸・辺神辺牛・霧多布、中海、宍道湖など汽水湖の占める割合が59.29%と高く、海域自体に設定された鳥獣保護区特別地区は16,595haしかない。さらに汽水湖である浜名湖の保護水面（24ha）を除くと、海洋保護区は22,242haとなり、浅海域の1.72%と半分以下に低下する。

表3. 海洋生態区分ごとの保護区面積（ha）、浅海域面積とそれに占める割合

海区	鳥獣保護区		保護水面		自然公園	自然環境保 全地域	合計	浅海域面積 (ha)	比率
	B	C	すべて	種限定					
オホーツク海区							0	47,607	0.00%
親潮区	15,088						15,088	76,231	19.79%
本州東北区	3,903		520	23			4,446	112,756	3.94%
日本海区	13,963		257	300			14,520	182,199	7.97%
黒潮区	6,693	930	697	789			9,108	651,014	1.40%
東シナ海区				124			124	68,375	0.18%
黒潮南区	1,119	68	275	2,046	128		3,636	144,220	2.52%
小笠原諸島区				463			463	7,668	6.04%
合計	40,766	998	1,749	3,745	128		47,385	1,290,068	3.67%
比率	86.03%	2.11%	3.69%	7.90%	0.27%		100.00%		

<sup>8</sup> 環境省自然環境局国立公園課 海域の国立・国定公園保全管理強化事業：  
www.env.go.jp/guide/budget/h22/h22-gaiyo/067.pdf

### 3. 日本の No-take Zone 保護区

表 2 に示すように、我が国においてすべての生物の保護を目的とした海洋保護区（A ランク）は存在しない。集計の結果、B ランクの保護区で 41,763ha、C ランクの保護区で 5,622ha となっている。陸域では区域内すべての動植物の捕獲採集を禁止する原生自然環境保全地域（自然環境保全法）があり、現在 5 地域 5,631ha が指定されている。このうち、南硫黄島 367ha は全島立入規制がかけられている。しかし、海洋においても、特別保護地区にはなっていないものの、鳥獣保護区と保護水面が重複して指定されていることがある。一般の鳥獣保護区は鳥獣の狩猟捕獲が禁止されるだけの区域であるが、地形改変と水産動植物の採取捕獲が禁止される保護水面とが相互に補い合うことで、実質 A ランク（＝区域内すべての動植物の採取が禁止される No-Take Zone）の保護区として機能しうる。これらは地点数が 3 例と少なく、またひとつひとつも狭い範囲であるが、法改正の必要が無く、A ランクの保護区を設定する一つの方法といえる。各種の保護区を独立して議論し、設定するのではなく、連携を図ることを考えていく必要があるだろう。現在は愛媛県の二神島近海、大分県の姫島近海、熊本県の有明沿岸に存在している。青森県の陸奥湾にも重複区域が存在するが、この保護水面はアカガイのみを指定生物とするため、その他の水産動物の捕獲は規制されていない。

### 4. 天然記念物と海洋保護区

本レポートでは、天然記念物が前述した海洋保護区の独自基準 1～3 を満たしている可能性があるにもかかわらず、面積集計から除外した。海域を含む国指定天然記念物ですら、指定区域は面積で出されていないものが存在する（付表 5）。また、文化財保護法では第 43 条で「重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁官の許可を受けなければならない。」と定められているのみで、どのような行為が「保存に影響を及ぼす行為」に当たるかを規定した条文は存在しない。指定範囲において抵触の可能性のある行為を行う際に、教育委員会に届け出を行い、その都度審査を行うこととなっており、地形の改変行為がどの程度制限されているかは明確ではない。これは文化財の内容が多種多様であるためと思われるが、個別の文化財ごとに細かく規定されているわけでもない。陸域には立入を規制するレベルの強い規制がかかっている記念物もあるが、海域の記念物では規制の強いものでも地形の改変と特定種の捕獲が禁止されている程度にとどまるものが多い。

さらに地方自治体指定の天然記念物では、データベース等で管理されていない上、電子データなどで公表していない自治体も多い。保護対象や規制など管理手法に関する情報が関係者に周知されていない状況では「保存に影響を及ぼす行為」を防ぐ機能を果たしているかは疑問である。保護のための監視の仕組みが存在しないこともあり、天然記念物を保護区として扱うことができるかどうかには議論の余地がある。今後、天然記念物を海洋保護区として扱うためには、まずデータの整理、公開と、実効的な制度への改訂が必要であ

る。

## 5. 宗教・文化と保護区

神社仏閣の所有する島や森林が保護され残っている例が存在する。例えば、福岡県の沖ノ島は年に一度を除いては立入が禁止されており、立入の際も水以外を島から持ち出すことが禁止された非常に厳しく管理されている区域である。このような例はやはりそのほとんどが陸域だが、千葉県の大網ノ浦は聖域とされた海洋の一例である。大網ノ浦は日蓮聖人生誕の伝説から大網が保護されてきた歴史がある。現在は国指定の特別天然記念物と漁業調整規則の禁止区域（タイ）に重複して指定されているだけでなく、市と委託契約のかたちで遊覧船組合による保護管理が行われている。聞き取り調査を行ったところ、殺生の禁止された区域と信じている人もいるようで、文化と宗教に根ざした保護区として機能しているようである。

### 終わりに

本レポートで定義した海洋保護区は、生物多様性条約で設定した 10%目標には遠く及ばない。海洋保護区の増加と実効的な保全管理の推進が望まれる。しかしながら、生物多様性条約における海洋保護区の定義等を勘案すると、本レポートでは除外した海鳥の繁殖地等として天然記念物、鳥獣保護区特別保護地区、自然公園特別地域、原生自然環境保全地域に指定されている島嶼、ウミガメの産卵地等として天然記念物、鳥獣保護区特別保護地区、自然公園特別地域に指定されている海浜部、河口域の鳥獣保護区特別保護地区等も海洋保護区として位置づけられる。しかしながら、連続して山地や市街地を含んで指定されている場合や、河川を上中流域まで含む場合など、その区別は容易ではない。また、前述したような自主規制に基づく保護管理海域も海洋保護区として位置づけられるが、情報を集積し、分類することは現時点では困難である。現在、関係省庁間で協議が進められているが、まずは少なくとも法的な指定を受けている海洋保護区に該当する区域はすべて抽出し、設置か所数、面積、規制行為、保全管理上の問題等を調査、集計することが必要である。その上で、生物多様性条約で定めた「少なくとも 10%が実効的に保全されるべき」との文意に照らし合わせ、どのような区域が実効的な保全管理区域として該当しうるのかを評価することが必要である。自然公園の普通地域や鳥獣保護区等は指定面積も多い。10%目標を達成するためにも、これらの区域の規制行為や管理体制を改善することも必要だろう。

本レポートの情報をもとに、我が国の海洋保護区の現状とあり方についての議論が、自治体および関係者間で進むことを期待する。

## 謝辞

本レポートの作成にあたり，環境省，水産庁，文部科学省の各担当には保護区等に関する問い合わせに対し，快くご協力いただいた。また，各都道府県の水産担当課，鳥獣保護担当課，漁業協同組合にも，都道府県指定鳥獣保護区や保護水面の情報提供をいただいた。ここに感謝の意を表す。



付表 1. 海域を含むもしくは海域に接する鳥獣保護区の指定状況

	都道府県(ha)		国(ha)		都道府県・国(ha)		都道府県・国(か所)	
	普通	特別	普通	特別	普通	特別	普通	特別
北海道	51,984	2,293	72,179	44,758	124,163	47,051	46	16
青森県	30,589	1,659	4,518	0	35,107	1,659	21	5
岩手県	15,976	174	0	0	15,976	174	27	6
宮城県	23,160	4,453	7,596	213	30,756	4,666	17	4
秋田県	13,874	48	0	0	13,874	48	22	1
山形県	1,180	0	1,537	0	2,717	0	3	0
福島県	1,171	0	0	0	1,171	0	2	0
茨城県	1,008	24	0	0	1,008	24	4	1
千葉県	7,282	131	41	40	7,323	171	7	2
東京都	42,293	1,595	0	0	42,293	1,595	10	3
神奈川県	4,821	28	0	0	4,821	28	7	2
新潟県	15,523	30	12,620	0	28,143	30	15	1
富山県	7,393	1	0	0	7,393	1	5	1
石川県	14,179	170	24	24	14,203	194	25	4
福井県	6,021	339	0	0	6,021	339	8	2
静岡県	19,264	0	0	0	19,264	0	20	0
愛知県	4,184	0	770	323	4,954	323	7	1
三重県	16,584	0	7,452	0	24,036	0	19	0
京都府	9,650	44	0	0	9,650	44	10	1
大阪府	2,500	0	0	0	2,500	0	1	0
兵庫県	6,892	9	30	12	6,922	21	18	2
和歌山県	10,838	79	0	0	10,838	79	25	1
鳥取県	4,167	2,590	8,724	8,043	12,891	10,633	4	2
島根県	3,559	47	7,851	7,652	11,410	7,699	16	3
岡山県	4,606	0	0	0	4,606	0	10	0
広島県	24,080	6,247	0	0	24,080	6,247	20	2
山口県	18,447	575	0	0	18,447	575	19	9
徳島県	2,982	346	0	0	2,982	346	9	2
香川県	5,788	0	0	0	5,788	0	4	0
愛媛県	41,577	110	0	0	41,577	110	12	1
高知県	16,009	338	1,533	0	17,542	338	20	6
福岡県	29,591	158	254	0	29,845	158	9	3
佐賀県	2,714	0	0	0	2,714	0	8	0
長崎県	17,791	693	0	0	17,791	693	54	7
熊本県	23,409	0	0	0	23,409	0	18	0
大分県	5,560	108	0	0	5,560	108	17	2
宮崎県	9,206	0	0	0	9,206	0	19	0
鹿児島県	32,287	948	0	0	32,287	948	39	5
沖縄県	12,275	381	4,543	1,216	16,818	1,597	14	6
全国合計	560,413	23,618	129,672	62,281	690,085	85,899	611	101

付表 2. 鳥獣保護区特別保護地区における海域（汽水湖を含む）の面積（単位：ha）

		特別保護地区		
		全体	海域	
国指定	濤沸湖	北海道	900	900
	野付半島・野付湾	北海道	6,053	5,408
	風蓮湖	北海道	6,139	5,202
	厚岸・別寒辺牛・霧多布	北海道	7,781	3,578
	仙台海浜	宮城県	213	77
	谷津	千葉県	40	40
	藤前干潟	愛知県	323	323
	浜甲子園	兵庫県	12	12
	中海	島根県・鳥取県	8,043	6,201
	宍道湖	島根県	7,652	7,651
	屋我地	沖縄県	1,001	1,001
	漫湖	沖縄県	58	58
	名蔵アンパル	沖縄県	157	60
	合計		38,372	30,511
都道府県指定	湧洞	北海道	411	365
	ホロカヤントウ	北海道	65	65
	松島	宮城	3,444	3,381
	城ヶ島	神奈川	19	14
	真鶴半島	神奈川	9	8
	菅湖	福井	290	112
	友が島	和歌山	79	1
	齋島周辺	広島	6,230	6,230
	佐多岬	鹿児島	157	65
	合計		10,704	10,241
国＋都道府県指定合計		49,076	40,752	

※汽水湖：濤沸湖，風蓮湖，厚岸・辺寒辺牛・霧多布，谷津，  
中海，宍道湖，漫湖，湧洞，ホロカヤントウ，菅湖。

付表 3. 海中公園地区の指定状況 (ha)

	名称	所在地	面積(ha)
国立公園	陸中海岸	岩手県・宮城県	23
	小笠原	東京都	463
	富士箱根伊豆	東京都・静岡県	52
	吉野熊野	三重県・和歌山県	67
	山陰海岸	京都府・兵庫県・鳥取県	67
	大山隠岐	鳥取県	58
	足摺宇和海	愛媛県・高知県	179
	西海	長崎県	30
	雲仙天草	熊本県、鹿児島県	116
	霧島屋久	鹿児島県	197
	西表石垣	沖縄県	1107
	国定公園	ニセコ積丹小樽海岸	北海道
下北半島		青森県	9
南房総		千葉県	15
佐渡弥彦米山		新潟県	21
能登半島		富山県・石川県	38
若狭湾		福井県・京都府	30
室戸阿南海岸		徳島県・高知県	25
北長門海岸		山口県	33
玄海		福岡県・佐賀県・長崎県	46
壱岐対馬		長崎県	48
日豊海岸		大分県・宮崎県	82
日南海岸		宮崎県・鹿児島県	56
奄美群島		鹿児島県	446
沖縄海岸		沖縄県	493
		合計	3,745

付表 4. 保護水面（海水面）の設定状況

都道府県	位置・名称	対象種	面積(ha)
青森県	上北郡野辺地町明前川口周辺	ホタテガイ	83
	むつ市熊野川口周辺	ホタテガイ	41
	むつ市川内町宿野部電電宮周辺	ホタテガイ	41
	むつ市字曾利川口周辺	アカガイ	16
福島県	相馬市磯部字大浜	ホッキ	100
茨城県	東茨城郡大洗町大字成田字砂漠4363番地南端と東茨城郡大洗町大字成田字砂漠4363番地の間、真東に700mの方形(から最大高潮時海岸線まで)	貝類	140
	鹿嶋市大字武井釜字中852番地の33と鉾田市上幡木字下沢境釜坪1656番地の間、真東に700mの方形(から最大高潮時海岸線まで)	貝類	140
	神栖市波崎9572番1地先から神栖市波崎9620番の間、真東に700mの方形(から最大高潮時海岸線まで)	貝類	140
静岡県	浜松市西区白州町3,156番地地先周辺	すべての水産動植物	14
	湖西市新所5,964番地地先周辺	すべての水産動植物	10
愛知県	田原市五十鈴川口、田原市仁崎町前洲一番地、田原市野田町坂下堤防周辺海域	すべての水産動植物	77
	幡豆郡幡豆町大字鳥羽干拓地周辺海域	すべての水産動植物	20
兵庫県	三原郡西淡町地先	カジカ、ワカメ、アオサ、マダイ、アイナメ、マダコ、アワビ等有用水産動植物の全部	46
	三原郡南淡町地先	カジカ、ワカメ、アオサ、マダイ、アイナメ、マダコ、アワビ等有用水産動植物の全部	52
	津名郡五色町地先	カジカ、ワカメ、アオサ、マダイ、アイナメ、マダコ、アワビ等有用水産動植物の全部	70
岡山県	瀬戸内市牛窓町周辺海域	すべての水産動植物	100
	笠岡市高島字周辺海域	すべての水産動植物	61
	玉野市番田字鍋脇周辺海域	すべての水産動植物	26
広島県	豊田郡大崎上島町生野島南西側海面	すべての水産動植物	58
	呉市倉橋町黒島東側海面	すべての水産動植物	70
山口県	熊毛郡上関町大字八島字周辺	タコ及びサザエ以外の水産動植物	30
	山口市秋穂東字竹嶋周辺の海域	タコ、アワビ、サザエ、ウニ、ナマコ、ヒジキ以外の水産動植物	36
	岩国市柱島字周辺海域	ワカメ養殖業に係るワカメ及びアオサ以外の水産動植物	36
	下関市豊北町大字阿川字周辺海域	アワビ、サザエ	34
	下関市豊浦町大字川棚字厚島周辺海域	アワビ、サザエ、ウニ、ナマコ以外の水産動植物	20
	阿武郡阿武町大字周辺海域	アワビ、サザエ	22
香川県	観音寺市伊吹町西部海域	すべての水産動植物	30
	三豊市詫間町栗島北部海域	すべての水産動植物	19
	坂出市王越町乃生北部海域	すべての水産動植物	38
愛媛県	松山市二神島、二神島周辺海域	すべての水産動植物	59

付表 4. 保護水面（海水面）の設定状況（つづき）

都道府県	位置・名称	対象種	面積(ha)
大分県	宇佐市四日市町地先	ハマグリ	17
	宇佐市柳ヶ浦地先	ハマグリ	33
	宇佐市和間地先	ハマグリ	33
	佐伯市上浦地先	すべての水産動植物	62
	大分市大字佐賀関地先	すべての水産動植物	51
	国東市国見町地先	すべての水産動植物	62
	津久見市保戸島地先	すべての水産動植物	53
	姫島村地先	すべての水産動植物	61
	国東市武蔵町地先	すべての水産動植物	32
	津久見市四浦地先	アワビ、サザエ、水産植物	73
	日出町地先	マコガレイ、水産植物	67
	天草市牛深町字黒島周辺海域	すべての水産動植物	28
	天草郡苓北町大字富岡字周辺海域	アワビ、サザエ、及び水産植物	15
熊本県	天草市深海町周辺海域	ワカメとヒトエグサを除く水産動植物	32
	玉名市岱明町高道字大相周辺海域	アサリ	10
宮崎県	八代市鏡町北新地字参番割周辺海域	アサリ	16
	日向市財光寺尻無川～小松崎	ハマグリ	66
	日向市平岩字松添	ハマグリ	66
沖縄県	石垣市字川平大兼～仲筋	クロチョウガイ、シヤコガイ、ゴシキエビ、ニシキエビ、フトミノエビ、シラヒゲウニ、カタメキリンサイ	275
	石垣市字崎枝屋良部	すべての水産植物	68
合計			2,747

対象種	面積(ha)
すべての水産動植物	930
種指定	1,817
合計	2,747

付表 5. 海域を含む国指定天然記念物

名称	都道府県	地形の改変	面積等	備考
鯛の浦タイ生息地	千葉	規制アリ	2,000,000ha	
小笠原南島の沈水カルスト地形	東京	規制アリ	10,894,078ha	生物の捕獲規制なし
御前崎のウミガメ及びその産卵地	静岡	規制アリ	御前崎氏御前崎字向子1074番地の15の地先300mから字スカ5番地を通り、広沢50901番地の7に至る間の海岸から300m(浜の衰退で海面が入ってきている)	
ホタルイカ群游海面	富山	規制アリ	定禅寺の河口より魚津に至る満潮線から700間(1,727.73m)以内	
大嶋ナメクジウオ生息地	愛知	規制アリ	大嶋東北突端穴の前から南岸中央の突端を介し、伯母の浜に至る海岸の海岸域から100m	
アビ渡来群游海面	広島	規制アリ	呉市豊浜町大字齋島字葎ヶ鼻353番地より齋島北端「イカリの鼻」を経て、同字地獄谷甲214番地に至る地先海面にして、「イカリの鼻」を中心とする半径900mの円内区域、大字大浜字馬乗大崎下島南端、馬乗の鼻を中心とする半径600mの円内海面、大字雀西南端を中心とする半径500mの円内海面、大字豊島字鴨瀬北端及び二窓南端を中心とする半径それぞれ600mの円内海面	
スナメリクジラ廻游海面	広島	規制アリ	竹原市高崎町阿波島南端白鼻岩を中心とする半径1500m円内海面	
ナメクジウオ産地	広島	規制アリ	三原市幸崎町有竜島南西能地堆10,692坪7合7勺(3.53ha)	
クロキツタ産地	島根	規制アリ	別府湾のうち、みつけ島より尚黒木御所跡を見通したる線内の海面、しし浦湾内の湾口鳥島より東突角を見通したる線内の海面	
喜入のリュウキュウコウガイ産地	鹿児島	規制アリ	40,000ha	



WWFは、約 100 カ国で活動している環境保全団体です。地球上の生物多様性を  
守り、人の暮らしが自然環境や野生生物に与える負荷を小さくすることによって、  
人と自然が調和して生きられる未来をめざしています。



*for a living planet*®